

売買契約書

二宮町長 村田 邦子 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間に車両の売買について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の車両 (以下「売買物件」という。) を乙に売渡し、乙は、これを買受けるものとする。

車両名称	型式	車体番号

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。

(売買代金の納入)

第3条 乙は、前条に規定する売買代金から入札保証金として納入済の金 円を控除した金 円を甲の発行する納入通知書もしくは銀行振込により、甲の指定する金融機関に納入するものとする。

2 入札保証金は、前項に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

(売買物件の引渡し)

第4条 売買物件は、乙が、売買代金を完納したときに、現況のまま甲から乙に引渡すものとする。なお、引渡に係る送料等の費用は乙が全額負担するものとする。

2 乙は、売却物件の引き渡し後、売却物件に名称文字 (二宮町) 等の表記がある場合は即座に抹消し、抹消したことを確認できる写真等を第5条2項の書類と併せて提出するものとする。

(売却物件の名義変更等)

第5条 売買物件の名義変更等は、引き渡しを受けた後、乙が14日以内に行うものとする。

2 乙は、名義変更等を行ったことを証明するものとして、名義変更等が完了した日から7日以内に名義変更後の車検証等の写しを甲に提出するものとする。

(売却物件の名義変更等に係る費用等の支払い)

第6条 乙は、売却物件の名義変更等に係る費用のすべてを負担するものとする。

(名義変更後の紛争等)

第7条 甲は、売買物件の名義変更等後、売買物件に関して紛争等が生じても一切の責任を負わない。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、乙に対し、一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、甲に対し、本件目的物が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。この場合、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払う。

(有益費等請求権の放棄)

第11条 乙は、甲が第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があってもこれを甲に請求できない。

(信義誠実の義務)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行に当たって、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる訴訟等は、甲の所在地を管轄する横浜地方裁判所小田原支部を第1審の裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県中郡二宮町二宮961番地
二宮町長 村田邦子

乙